

長野県知的障害者更生相談所条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第13号

長野県知的障害者更生相談所条例の一部を改正する条例

長野県知的障害者更生相談所条例(昭和39年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「更生援護」を「福祉を図ること」に、「家庭その他からの相談に応じ、」を「市町村の更生援護の実施に関する必要な援助、知的障害者に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの並びに知的障害者の」に改め、「並びにこれに付随した必要な指導」を削る。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

障 害 福 祉 課

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第14号

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例

(児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 児童福祉施設条例(昭和39年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、長野県信濃学園には、法第21条の11第2項の規定に

よる居宅生活支援費の支給の決定を受けた者の監護する児童が入所することができる。

第5条中「前条」を「前条第1項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(使用料の納付)

第6条 第4条第2項の規定により長野県信濃学園に入所しようとする児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第7条 前条の使用料の額は、法第21条の10第2項第1号の規定により市町村長が定める基準により算定した額とする。

(長野県西駒郷条例の一部改正)

第2条 長野県西駒郷条例(昭和43年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(使用料の納付)

第3条 長野県西駒郷に入所しようとする者(その者が18歳未満の場合にあっては、その者の保護者)は、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所する場合を除き、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第4条 前条の使用料の額は、児童福祉法第21条の10第2項第1号又は知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号若しくは第15条の11第2項第1号の規定により市町村長が定める基準により算定した額とする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

障 害 福 祉 課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第15号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1の5の項を次のように改める。

5 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に関する事務

区 分	単 位	金 額
(1) 児童福祉法第18条の8第2項の規定による保育士試験の実施	1件	8,900円
(2) 児童福祉法第18条の18第3項の規定による保育士の登録の申請に対する審査	〃	4,200円
(3) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第17条第1項の規定による保育士登録証の書換え交付	〃	1,600円
(4) 児童福祉法施行令第18条第1項の規定による保育士登録証の再交付	〃	1,100円

別表第1の8の項中「第1条第1項」を「第5条第1項」に、「訂正」を「書換え交付」に、「第1条第2項」を「第6条第1項」に改め、同表の26の項の次に次のように加える。

26の2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に関する事務

区 分	単 位	金 額
動物の愛護及び管理に関する法律第18条第1項の規定による犬又はねこの引取り	生後91日以上のもの 1頭又は1匹	2,000円
	生後91日未満のもの 10頭又は10匹まで	2,000円

別表第1の44の項中「7万8,000円」を「7万8,800円」に、「220円」を「230円」に、

「300円」を「310円」に、「3,500円」を「3,550円」に、6,600円 を

「6,700円」に、「5,600円」を「5,700円」に、「960円」を「970円」に、

「720円」を「730円」に、「10万6,000円」を「10万6,800円」に、
「165,500円」を「167,300円」に、

2,500円	を	2,600円	に、「7万6,600円」を「7万6,800円」に、
433,800円		438,700円	
13,900円		14,000円	

8,200円	を	8,300円	に、「9,100円」を「9,200円」に、

4,400円	を	4,450円	に、	「5,800円」を
18,900円		19,000円		
14,000円		14,200円		
35,000円		35,400円		
54,700円		55,300円		
1,800円		1,850円		
790円		800円		

5,700円	に、「3万8,200円」を「3万8,300円」に、	「33,100円」を
34,900円		

「33,200円」 95,500円」	に、	95,000円	を	95,200円	に、
		106,200円		106,400円	
		100,700円		100,800円	
		116,300円		116,500円	
		101,500円		101,700円	
		108,300円		108,600円	
		25,900円		26,100円	

アナプラズマ病検査		〃	370円
伝達性海綿状脳症検査(牛に係るものに限る。)	死体の保管管理を伴う場合	〃	6,500円
	死体の保管管理を伴わない場合	〃	6,000円

に改め、同表の

58の項中

4,100円
6,900円

を

4,200円
7,000円

に改め、同表の59の項中

「 40円 」 を 「 45円 」

に改め、同表の60の項中「鳥獣保護及狩猟ニ

関スル法律(大正7年法律第32号)を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)」に、「(1) 法第4条第1項」を「(1) 法第41条」に、「第7条第3項各号」を「第49条各号」に、「(2) 法第4条第1項」を「(2) 法第46条第2項」に、「第7条ノ4第1項」を「第51条第1項」に、「第8条ノ3第1項」を「第55条第1項」に、「第8条ノ3第2項」を「第61条第5項」に、「記章」を「狩猟者記章」に改め、同表の68の項中「第52条第7項、第8項又は第11項」を「第52条第9項、第10項又は第13項」に、「第54条の2第1項第2号」を「第53条の2第1項第3号又は第4号」に、

(23) 法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	27,000円
(24) 法第68条の3第4項の規定による建築物の容積率に関する特例又は同条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	27,000円

を

(23) 法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円
--	---	----------

に、

「(25) 法第68条の4第1項」を「(24) 法第68条の3第1項」に、「(26) 法第68条の4第4項」を「(25) 法第68条の3第4項」に、「(27) 法第68条の5第1項」を「(26) 法第68条の4第1項」に、

(26) 法第68条の5第2項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円	を
---	---	----------	---

(27) 法第68条の5の2第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円	に、
(28) 法第68条の5の4第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	27,000円	
(29) 法第68条の5の5第1項の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	〃	27,000円	

「(29)」を「(30)」に、「(30)」を「(31)」に、「(31)」を「(32)」に、「(32)」を「(33)」に、

(33) 法第86条の2第1項の規定による同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物(同一敷地内建築物を除く。)の数が1である場合	〃	78,000円	を
	建築物(同一敷地内建築物を除く。)の数が2以上である場合	〃	7万8,000円に1を超える建築物(同一敷地内建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額	

(34) 法第86条第3項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の数が2である場合	〃	220,000円
	建築物の数が3以上である場合	〃	22万円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額
(35) 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。)の数が1である場合	〃	220,000円
	建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上である場合	〃	22万円に1を超える建築物(既存建築物を除く。)の

			数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額	に、
(36) 法第86条の2第1項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物(同一敷地内認定建築物を除く。)の数が1である場合	〃	78,000円	
	建築物(同一敷地内認定建築物を除く。)の数が2以上である場合	〃	7万8,000円に1を超える建築物(同一敷地内認定建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額	
(37) 法第86条の2第2項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可又は同条第3項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築物(同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物を除く。)の数が1である場合	〃	220,000円	
	建築物(同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物を除く。)の数が2以上である場合	〃	22万円に1を超える建築物(同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額	

「(34)」を「(38)」に、「の取消し」を「又は許可の取消し」に、「(35)」を「(39)」に、「(36)」を「(40)」に、「(37)」を「(41)」に、「(38)」を「(42)」に、「(39)」を「(43)」に改め、同表の71の項中「第31条の2第2項第10号のハ、第62条の3第4項第10号のハ」を「第31条の2第2項第11号のハ、第62条の3第4項第11号のハ」に、「第31条の2第2項第11号のニ、第62条の3第4項第11号のニ」を「第31条の2第2項第12号のニ、第62条の3第4項第12号のニ」に、「第20条の2第6項又は第38条の4第16項」を「第20条の2第7項又は第38条の4第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第1の60の項の改正規定は平成15年4月16日から、同表の26の項の次に26の2の項を加える改正規定は平成15年10月1日から、同表の5の項の改正規定は平成15年11月29日から施行する。

(平成15年11月29日以前に行う保育士の登録の申請に対する審査に係る手数料)

2 平成15年11月29日前に児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項の規定による保育士の登録の申請に対する審査を受けようとする者は、手数料4,200円を納めなければならない。

(長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部改正)

3 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例(昭和27年長野県条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表の2 検査の項中 「(15) 馬伝染性貧血検査」を

(15) 伝達性海綿状脳症検査(牛に係るものに限る。)	〃	に、「(16)」を「(17)」に、「(17)」
(16) 馬伝染性貧血検査	〃	

を「(18)」に改める。

青少年家庭課

長野県母子休養ホーム条例を廃止する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第16号

長野県母子休養ホーム条例を廃止する条例

長野県母子休養ホーム条例(昭和40年長野県条例第38号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前においてこの条例による廃止前の長野県母子休養ホーム条例別表の規定により納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。

青少年家庭課

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第17号

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

勤労者福祉施設条例（昭和42年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

「
第3条の表中
長野県木曾勤労者福祉センター
長野県諏訪湖勤労総合福祉センター
木曾郡上松町
岡谷市 諏訪市
」を
「長野県木曾勤労者福祉センター | 木曾郡上松町 | 」に改める。

「
第9条の表中
長野県諏訪湖勤労総合福祉センター
長野県戸倉野外趣味活動センター
同上
埴科郡戸倉町
」を
「長野県戸倉野外趣味活動センター | 埴科郡戸倉町 | 」に改める。

別表の1の(1)のアの長野県諏訪湖勤労総合福祉センターの項及び長野県戸倉野外趣味活動センターの項を削り、同(1)のイ及び同1の(2)のイ中「大会議室、」を「大会議室及び」に改め、「及び長野県諏訪湖勤労総合福祉センター大会議室」を削り、同表の2を削り、同表の3の(1)の長野県諏訪湖勤労総合福祉センターの項を削り、同(1)の長野県伊那勤労者福祉センターの項中

3,200	4,600	6,100	7,800	10,700	13,900
-------	-------	-------	-------	--------	--------

円 3,200	円 4,600	円 6,100	円 7,800	円 10,700	円 13,900
------------	------------	------------	------------	-------------	-------------

専用しない場合	1人2時間について100円 (2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。)
---------	--

を

4分の1面を専用する場合	競技場の全部を使用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の4分の1に相当する額 (その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)
専用しない場合	1人2時間について100円 (2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。)

に

改め、同3を同表の2とし、同表の4を同表の3とし、同3の次に次のように加える。

4 野球場

区 分		使 用 料
専用する 場合	午前(午前9時から正午まで)	1,300 ^円
	午後(午後1時から午後5時まで)	1,600
	全日(午前9時から午後5時まで)	2,300
	上記に掲げる時間以外の場合	知事が別に定める額
専用しない場合		知事が別に定める額

別表の5を削り、同表の6を同表の5とし、同表の7を同表の6とし、同表の8中

- (3) 宿泊施設を使用する場合、会議室等において飲食を伴う使用をする場合等で便宜を供与するとき
(4) 冷房又は暖房を使用する場合

を

- (3) 冷房又は暖房を使用する場合
(4) 体育館において照明を使用する場合

に改め、同8の備考を削り、同8を

同表の7とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前においてこの条例による改正前の勤労者福祉施設条例別表の規定により納

付すべきであった使用料については、なお従前の例による。

労 政 課

長野県看護大学条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第18号

長野県看護大学条例の一部を改正する条例

長野県看護大学条例（平成6年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「入学する者」の次に「(特別聴講学生として入学する者を除く。)」を加える。

別表中「496,800」を「520,800」に、「27,600」を「28,900」に、「13,800」を「14,400」に改め、同表に次のように加える。

特別聴講学生	1単位	14,400	-	-
--------	-----	--------	---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年3月31日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県看護大学条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医 務 課

長野県立病院条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第19号

長野県立病院条例の一部を改正する条例

長野県立病院条例(昭和41年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に、「基づき」を「より」に改める。

第10条第1項中「食事療養費算定表」という。)の次に「、健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法(平成14年厚生労働省告示第81号。次項において「特定療養費算定方法」という。))を加え、「いう)」を「いう。)、老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準(平成14年厚生労働省告示第82号。次項において「老人特定療養費算定基準」という。))に改め、同条第2項中「食事療養費算定表」の次に「、特定療養費算定方法」を、「老人食事療養費算定基準」の次に「、老人特定療養費算定基準」を加える。

別表第1の4 分べん料の項中「108,000円」を「110,000円」に、「162,000円」を「165,000円」に改め、同表の5 人工妊娠中絶料の項中「70,000円」を「71,000円」に改め、同表中

10	特別初診料	1 件	医科点数表に定める紹介患者加算に相当する額	を
11	1 から10までに掲げるもののほか、特殊な医療、施設等を利用する場合	知事が別に定める額		

10	特別初診料	1 件	医科点数表に定める紹介患者加算に相当する額	に
11	特別再診料	〃	350円	
12	特別入院料	選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年厚生労働省告示第88号)第5号に定める点数に100分の15を乗じて得た点数により算定して得た額に相当する額		
13	1 から12までに掲げるもののほか、特殊な医療、施設等を利用する場合	知事が別に定める額		

改め、同表の備考の3を次のように改める。

- 3 「特別初診料」とは、長野県立須坂病院、長野県立駒ヶ根病院又は長野県立木曾病院における健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年厚生省告示第236号。以下「選定療養告示」という。）第3号又は老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成6年厚生省告示第251号。以下「老人選定療養告示」という。）第3号に規定する初診に係る料金をいう。

別表第1の備考に次のように加える。

- 4 「特別再診料」とは、長野県立須坂病院、長野県立駒ヶ根病院、長野県立木曾病院又は長野県立こども病院における選定療養告示第9号又は老人選定療養告示第8号に規定する再診（知事が別に定めるものを除く。）で、月2回目以降のものに係る料金をいう。
- 5 「特別入院料」とは、長野県立須坂病院、長野県立阿南病院、長野県立木曾病院又は長野県立こども病院における選定療養告示第12号又は老人選定療養告示第11号に規定する入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(長野県職員定数条例の一部改正)
- 2 長野県職員定数条例（昭和24年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「1,130人」を「1,150人」に改める。

医務課県立病院室

長野県がん検診・救急センター条例の一部を改正する条例をここに
公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第20号

長野県がん検診・救急センター条例の一部を改正する条例

長野県がん検診・救急センター条例(昭和58年長野県条例第26号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県救急センター条例

第1条中「がん検診・救急センター」を「救急センター」に改める。

第2条中「及び増進」を削り、「次の各号に掲げる業務を行うため、長野県がん検診・救急センター」を「救命救急医療を提供するため、長野県救急センター」に改め、同条各号を削る。

別表の2 基礎検診の項から4 がんの病理学的検査の項までを削り、同表中

「

5 診療

」を「

2 診療

」に、「診療報酬額。」を「健康保険法

の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)別表第1 医科診療報酬点数表、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第237号)別表食事療養の費用額算定表、健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法(平成14年厚生労働省告示第81号)、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)別表第1 老人医科診療報酬点数表、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第253号)又は老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準(平成14年厚生労働省告示第82号)により算定して得た額。」に、

「

6 特別室使用料	1人 1日	5,100円
----------	----------	--------

」を

「

3 特別室使用料	1人 1日	5,100円
4 特別入院料	選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年厚生労働省告示第88号)第5号に定める点数に100分の15を乗じて得た点数により算定して得た額に相当する額	

」に、

「7 1から6」を「5 1から4」に改め、同表の備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 「特別入院料」とは、健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成6年厚生省告示第236号)第12号又は老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成6年

厚生省告示第251号)第11号に規定する入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前においてこの条例による改正前の長野県がん検診・救急センター条例別表の2 基礎検診の項から4 がんの病理学的検査の項までの規定により納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。

保健予防課

理容の業を行う場合に講ずべき措置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第21号

理容の業を行う場合に講ずべき措置等に関する条例の一部を改正する条例

理容の業を行う場合に講ずべき措置等に関する条例(平成11年長野県条例第48号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

理容師法施行条例

第1条中「第9条第3号及び第12条第4号」を「及び理容師法施行令(昭和28年政令第232号)」に、「より、理容の業を行う場合に講ずべき措置及び理容所について講ずべき措置について」を「基づき、理容師法の施行について必要な事項を」に改める。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(理容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第2条 理容師法施行令第4条第3号の規定による理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等で規則で定めるものに出張して入所者に対して理容を行う場合

- (2) 演芸等の出演者に対して出演の直前に理容を行う場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があるものとして承認した場合
- 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課

美容の業を行う場合に講ずべき措置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第22号

美容の業を行う場合に講ずべき措置等に関する条例の一部を改正する条例
美容の業を行う場合に講ずべき措置等に関する条例（平成11年長野県条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美容師法施行条例

第1条中「第8条第3号及び第13条第4号」を「及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号）」に、「より、美容の業を行う場合に講ずべき措置及び美容所について講ずべき措置について」を「に基づき、美容師法の施行について必要な事項を」に改める。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（美容所以外の場所で業を行うことができる場合）

第2条 美容師法施行令第4条第3号の規定による美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等で規則で定めるものに出張して入所者に対して美容を行う場合
 - (2) 演芸等の出演者に対して出演の直前に美容を行う場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があるものとして承認した場合
- 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課

旅館業施設の衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第23号

旅館業施設の衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

旅館業施設の衛生措置の基準等に関する条例(昭和32年長野県条例第50号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

旅館業法施行条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)及び旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(ホテル営業の施設及び旅館営業の施設の構造設備の基準)

第2条 政令第1条第1項第11号及び第2項第10号の規定によるホテル営業の施設及び旅館営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 客室

ア 1客室ごとに、洋式の構造設備のものにあつては宿泊者が通常宿泊に用いることのできる部分の床面積(以下「宿泊床面積」という。)4.5平方メートル、和式の構造設備のものにあつては宿泊床面積3.3平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下の定員であること。

イ 和式の構造設備の客室は、他の客室、廊下等と壁、板戸、ふすま等で区画されていること。

ウ 専用の出入口が設けられていること。

(2) 浴室

ア 外部から見通すことができない構造であること。

イ 床は、不浸透性材料で造られていること。

ウ 内壁は、不浸透性材料で腰張りされていること。

エ 共同用のものにあつては、脱衣所が設けられていること。

オ 清浄な湯又は水を供給できる設備が設けられていること。

カ 汚水を停滞することなく排水できる構造であること。

(3) 便所

ア 流水式の手洗設備が設けられていること。

イ 窓その他換気のための開口部には、防そ及び防虫の設備が設けられていること。

第6条を第10条とする。

第5条の見出し中「理由」を「事由」に改め、同条の各号列記以外の部分を次のように改める。

法第5条第3号の規定による宿泊を拒否できる事由は、次に掲げるとおりとする。

第5条を第9条とする。

第4条第1項の各号列記以外の部分を次のように改める。

法第4条第2項の規定による営業の施設について講ずべき換気等の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

第4条第1項第1号中「向つて」を「向かつて」に、「代る」を「代わる」に、「はかる」を「図る」に改め、同項第2号中「じゅうぶんな」を「十分な」に改め、同項第5号中「洗濯」を「洗濯」に改め、同項第6号中「個室」を「箇所」に改め、同項第8号中「施設内の」の次に「ねずみ及び」を加え、同条第2項中「営業者は、適切な」を「旅館業を営む者は、前項の」に、「講ぜられるようにじゅうぶんな」を「適切に講じられるように十分な」に、「おかなければ」を「置かなければ」に改め、同条を第8条とする。

第3条の見出しを「(意見を求める者)」に改め、同条中「の規定により、当該」を「(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による」に、「ついて」を「ついて意見を求める者」に、「従い」を「応じ」に改め、「の意見を求めるもの」を削り、同条を第7条とする。

第2条の次に次の4条を加える。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第3条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 客室は、1客室ごとに、宿泊床面積2.5平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下の定員であること。

(2) 階層式寝台を設置する場合は、寝台の幅は0.9メートル以上、長さは1.8メートル以上であること。

2 前項に定めるもののほか、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準については、前条の規定(第1号に係る部分を除く。)を準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第4条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次

に掲げるとおりとする。

- (1) 客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。
- (2) 客室は、1客室ごとに、宿泊床面積4.9平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下の定員であること。

2 前項に定めるもののほか、下宿営業の施設の構造設備の基準については、第2条の規定(第1号のアに係る部分を除く。)を準用する。

(施設の構造設備の基準の特例)

第5条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項に掲げるもの(次項において「特例施設」という。)の客室は、第2条第1号のア及び第3条第1項第1号の規定にかかわらず、1客室ごとに、宿泊床面積1.6平方メートルにつき1人の割合で算出した人数を上回らない人数を定員とすることができる。

2 特例施設については、土地の状況その他やむを得ない事由があり、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、第2条第1号のイ及びウ、同条第2号及び第3号(第3条第2項において準用する場合を含む。)並びに第3条第1項第2号に規定する基準によらないことができる。

(学校等に類する施設)

第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による社会教育に関する施設その他の施設で学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5章に規定する公民館
- (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (4) 地方公共団体が設置する青年の家、少年自然の家、勤労青少年ホーム及びスポーツ施設
- (5) 主として児童の利用に供し、又は多数の児童の利用に供するために設置された前各号に定める施設に準ずる施設で、知事が別に定めるもの

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課

食品衛生に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第24号

食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生に関する条例(昭和25年長野県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「6,000円」を「14,000円」に、「5,000円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「1,500円」を「5,800円」に、「1,000円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「600円」を「1,500円」に、「500円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課

長野県豆腐製造衛生師登録条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第25号

長野県豆腐製造衛生師登録条例の一部を改正する条例

長野県豆腐製造衛生師登録条例(昭和44年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号及び第2号中「2,000円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「1,000円」を「2,800円」に改め、同条第4号中「500円」を「2,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課

危険動物の飼養及び保管に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第26号

危険動物の飼養及び保管に関する条例の一部を改正する条例

危険動物の飼養及び保管に関する条例(昭和60年長野県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「10,000円」を「21,000円」に改め、同条第2号中「6,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第27号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成10年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第10条第1項第2号のロ」を「第10条第1項第2号のハ」に改める。

第3条中「毎年(事業年度を設けている場合は、毎事業年度)」を「毎事業年度」に

改める。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

生活文化課

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第28号

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例

長野県信濃美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「500円」に、「700円」を「1,200円」に、

12,000円
6,000円
7,000円
3,500円

を

22,000円
11,000円
13,000円
6,500円

に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

生活文化課